

「個人情報・データ取扱特記事項」

(総則)

第1条 受託者は、個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、この契約による業務（契約書、約款及び仕様書等（仕様書、協議書、図面、見本等をいう。以下同じ。）に基づく業務を含む。以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人及び委託者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及びデータを適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報及び死者に関する情報（死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）をいう。

2 この特記事項において、「情報システム」とは、尼崎市情報セキュリティ対策基準第1章2（3）に規定する情報システムを、「データ」とは、同章2（6）に規定するデータをいう。

(取得の制限)

第3条 受託者は、委託業務を行うために個人情報を取得するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置に係る義務)

第4条 受託者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に鑑み、委託業務に関して知り得た個人情報又は当該業務に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）について、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び委託者が認める場所外への無断持出し（以下「情報漏えい等」という。）の防止その他個人情報又はデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 受託者は委託業務を行うに際し、当該委託業務に従事する従業員及び当該委託業務の作業場所を特定しなければならない。

3 受託者は委託業務を行うに際し、本件個人情報等を日本国外に持ち出してはならない。

4 受託者は、本件個人情報等について安全管理措置を講じるにあたっては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に定める安全管理措置に関する事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 受託者は、個人情報その他委託業務の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。この契約期間満了後及びこの契約の解除後においても、同様とする。

(利用又は提供の禁止)

第6条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を、この契約の履行目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

(事故等発生時における報告義務等)

第8条 受託者は、委託業務に関する第4条第1項の規定に基づく安全管理措置を講じていないこと、本件個人情報等に係る情報漏えい等の事故が発生したこと又は当該事故が発生するおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、速やかに、委託者にその旨を通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅延なく、事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、事故等があった場合において必要があると認めるときは、受託者の名称、事故等の内容その他必要と認める事項について公表することができる。

(従事者への指導等)

第9条 受託者は、委託業務に従事している者及び従事していた者（派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下同じ。）に対し、本件個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用させないために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、委託業務に従事している者に対して、本件個人情報等の保護に関し必要な事項を周知し、又は教育をしなければならない。

3 受託者は、委託者から前項の規定による周知又は教育の実施状況の報告を求められた場合には、当該実施状況等を書面により委託者に報告しなければならない。

4 受託者は、委託者が必要と認めるときは、委託業務に従事している者を個人情報又はデータの取扱いに関する研修（委託者が実施するものその他の委託者が指定するものに限る。）に参加させなければならない。

5 受託者は、委託者に対して、委託業務に従事している者及び従事していた者の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(個人情報等の受領)

第10条 受託者は、委託業務の履行上、委託者から本件個人情報等の提供がある場合は、様式第1号「個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書」を委託者に提出しなければならない。

(データ等の持出し)

第11条 受託者は、委託業務の履行上、やむを得ずこの契約による業務に関す

るデータを委託者の管理する情報システムの外部に持ち出す場合は、様式第2号「データ等借用申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

- 2 前項に規定する場合は、そのデータを持ち出す際に、暗号化等の措置を行うとともに、様式第3号「情報持出管理簿」に記録し、この契約の終了の際及び委託者の求めに応じて、これを委託者に提出しなければならない。

(データ等の持込み)

第12条 受託者は、委託業務の履行上、外部から委託者の管理する情報システムにデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「データ持込申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

- 2 前項に規定する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等によりデータ等にコンピュータウイルス等の不正プログラムが書き込まれていないことを確認したうえで、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。約款第9条の2第1項の規定により成果物としてデータを委託者に引き渡す場合その他委託業務に関して受託者がデータを委託者に引き渡す場合も、同様とする。

(個人情報等の返還等)

第13条 受託者は、委託業務に関して委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、この契約終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により委託者にデータを返還し、又は引き渡す場合について、準用する。

(廃棄等)

第14条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、委託業務に関するデータを保有する必要がなくなったときは、これを確実にかつ速やかに消去しなければならない。この場合において、受託者は、データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、委託業務の履行上、委託者から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、これを確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、その破壊し、又は廃棄した日から14日以内に、様式第7号「廃棄証明書」を委託者に提出しなければならない。

(第三者に再委託する場合の措置)

第15条 受託者は、約款第6条第2項の規定により委託者の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託を行おうとする場合において、その再委託を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、当該第三者においてその再委託に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを、その再委託契約の締結前に確認し、書面によりその内容を委託者に報告しなければならない。

2 受託者から再委託を受けた業務に関してさらに第三者に再委託（それ以降の再委託も含む。以下「再々委託等」という。）が行われる場合において、その再々委託等を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、受託者は、当該再々委託等を行う者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 再々委託等を行うことについて、受託者を通じて約款第6条第2項の規定による委託者の承認を得ること。

(2) 再々委託等の契約の締結前に、当該再々委託等を受ける者において当該再々委託等に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを確認し、書面によりその内容を委託者に報告すること。

第16条 再委託又は再々委託等が行われる場合は、受託者は、再委託又は再々委託を行う者に対し、この特記事項と同等以上の再委託先又は再々委託先遵守義務を定める規定をその再委託又は再々委託等に係る契約に規定させなければならない。

2 受託者は、再委託先及び再々委託先に対し、この特記事項に定める受託者の義務（その性質上受託者のみが負うべきものを除く。）を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、再委託先及び再々委託先の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

（書類の提出）

第17条 受託者は、契約締結時に、委託者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第8号「誓約書」を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事させる前に、氏名、従事を開始する日、従事を終了する日その他委託者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第9号「確認書」を提出させ、その確認書の写しを委託者に提出しなければならない。

（調査等）

第18条 委託者は、必要があると認めるときは、本件個人情報等の取扱いについて、調査を行い、又は受託者に報告を求めることができる。

2 受託者は、前項の調査に協力し、及び同項の報告の求めに応じなければならない。

（監査等）

第19条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務に関して必要なセキュリティ対策が確保されていることその他本件個人情報等の適正な取扱いについて、監査し、又は受託者に改善を求めることができる。

2 受託者は、前項の監査に協力し、及び前項の改善の求めがあった場合は適切な措置を講じなければならない。

（定期報告）

第20条 受託者は、本件個人情報等の取扱いの状況（再委託先及び再々委託先

における状況を含む。)について、原則として、年1回以上、定期的に報告しなければならない。ただし、契約期間が1年に満たない場合は、この限りでない。

(委託者の指示、法令等の遵守)

第21条 受託者は、この特記事項に定める義務を履行するに当たり、仕様書等においてその履行の方法等について委託者の指示があるときは、これに従わなければならない。ただし、委託者が別に承認したときは、この限りでない。

2 前各条及び前項に定めるもののほか、受託者は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守しなければならない。

(契約解除等)

第22条 委託者は、受託者がこの特記事項に違反したときは、約款第11条第1項第4号に該当するものとして、同項の規定に基づき、委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 委託者は、前項に規定する場合において、約款第11条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これにより受託者に損失が生じた場合においても、これを一切補償しないものとする。

3 事故等が個人情報保護法第68条第1項に規定する場合に該当するときは、同条第2項の規定による本人への通知に要する費用その他事故等により委託者に必要となった事務に要した費用（第三者への損害賠償を含む。）については、約款第22条第1項の規定により、委託者に対して賠償しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、受託者は、この特記事項に違反したことにより委託者に損害を与えた場合は、約款第22条第1項の規定により、委託者に対してその損害を賠償しなければならない。

5 事故等の発生により第三者に損害を与えた場合は、受託者は、約款第23条第1項の規定により、当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。